

第10章 緑・水辺・景観の保全と創造

第1節 緑化の推進【環境再生課、都市公園課、道路管理課、教育庁施設課】

緑は、日常の生活において、人々に潤いと安らぎをもたらすとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の重要な吸収源でもあり、我々の快適な環境を創造していくうえで重要な役割を担っています。

1 都市公園の整備【都市公園課】

(1) 目的

県では「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、自然環境の保全、温暖化防止対策としての環境緑化、緑と触れあう憩いの場の創出、レクリエーション活動の場の提供等を目的とした都市公園の整備を進めています。

(2) 進捗状況

令和4年度は県事業と市町村事業合わせて61か所で整備を行い、令和4年度末時点の1人当たり公園整備面積は11.1㎡となっております。また、令和5年度は県事業と市町村事業合わせて60か所で整備を行っているところであり、今後も市町村と連携し、圏域ごとの量的バランスを考慮した都市公園の整備・更新等に取り組んでいきます。

ア 令和4年度実施数 県事業10か所、市町村事業51か所

イ 令和5年度実施数 県事業10か所、市町村事業50か所

2 道路緑化等の推進【道路管理課】

(1) 現状

昭和47年の本土復帰以来、本土との格差是正を図る観点や地域振興及びモータリゼーションの急激な進展等による交通渋滞緩和等を目的にこれまで道路整備を図ってきたところです。そして、これまでの取組等により、その目的はある程度実現することができました。

しかしながら、道路の修景美化については、まだ十分といえない状況であり、引き続き県のリーディング産業である観光振興支援の観点から、緑豊かな景観形成を図るため、沖縄独特の風土と文化に調和した道路緑化を推進する必要があります。

(2) 基本的な方針

本県の道路緑化率は高い水準となっておりますが、さらに、観光産業を支える観点から、観光地等にアクセスする道路を中心に、トロピカルイメージの花木植栽等を行い、緑陰と花に満ちた「美ら島沖縄」を演出していきます。

(3) 道路緑化の目標

県では、沖縄県道路緑化基本計画（昭和58年制定、平成9年改訂、平成24年改訂）に基づき、道路緑化の推進に取り組んでおり、今後も引き続き同計画に基づき緑化の推進に取り組んでいくこととしています。

3 学校における緑化の推進【教育庁施設課】

(1) 学校緑化事業

学校緑化事業は、昭和51年度から県立学校における勤労体験学習の一環として実施しており、生徒と教職員の共同作業により学校緑化活動に取り組むことで、精神的、肉体的、社会的にたくましく豊かな人間形成を図ることを目的とするとともに、うるおいのある明るい学習環境づくり、並びに地域の緑づくりに寄与しています。

(2) 緑化実施校数及び予定数

ア 令和5年度実施数 高等学校 32校、特別支援学校 17校

イ 令和6年度実施予定数 高等学校 30校、特別支援学校 17校

(3) 全国緑化コンクール等実績（市町村立学校含む）

賞の種 類	受賞年度	学 校 名
緑化推進運動功労者 内閣総理大臣賞	平成8年度 平成13年度 平成15年度	浦添工業高等学校 与勝高等学校 八重山養護学校
全日本学校関係緑化コンクール 特選（文部科学大臣賞）	平成5年度 平成10年度 平成11年度 平成13年度 平成15年度 平成18年度 平成22年度 平成24年度 平成25年度 平成28年度	浦添工業高等学校 与勝高等学校 八重山養護学校 宮古高等学校 八重山農林高等学校 本部町立伊豆味小中学校 名護高等学校 宜野座高等学校 本部高校 沖縄高等特別支援学校
準特選	平成10年度 平成11年度 平成12年度 平成15年度 平成17年度 平成21年度 令和元年度	今帰仁小学校 白保小学校 宮古工業高等学校 北国小中学校 読谷高等学校 北中城高等学校 読谷高等学校
入選	平成9年度 平成12年度 平成14年度 平成23年度 平成26年度 平成27年度	西城小学校 明石小学校 普天間小学校 首里東高等学校 松川小学校 富野小中学校

4 森林・みどりの整備の推進【環境再生課】

森林・みどりは、木材の生産をはじめ、県土の保全、水源の涵養など、多くの機能を有し、県民が潤いと安らぎのある生活を営むうえで、重要な役割を担っています。

しかし、近年、人口増加や産業発展に伴い、都市化の進展、各種の開発等により、森林・みどりが急激に減少し、様々な環境問題が深刻化しつつあることから、森林・みどりの持つ機能が持続的に発揮できるよう、適切な森林の整備・保全と共に、県民の緑化意識の高揚を図り、県民参加の緑化推進運動を展開することが重要です。

このようなことから、「緑の美ら島」の創生及び潤いと安らぎのある緑豊かな県土づくりを目指し、森林・みどりを守り育てるための様々な緑化事業を実施しています。

表10-1-1 実施事業の概要

主な事業	内容
県植樹祭	みどりの造成並びに緑化の普及啓発のため、昭和 26 年から実施しており、令和 5 年度は第 73 回沖縄県植樹祭を宮古島市で開催しました。
県緑化コンクール	緑化技術の向上と普及啓発のため、昭和 34 年から実施しており、学校環境緑化、職場及び公共施設等環境緑化、森林整備、緑化功労者等の部門別に審査・表彰しています。
緑の少年団の育成・支援	県内の 64 団体（令和 5 年度末現在）に対して体験学習交流会を実施し、少年期からの緑化意識の高揚を図っています。
全島緑化事業	平成 20 年度に「沖縄県全島緑化県民運動推進会議」を設立し、全島緑化事業をスタートさせました。当事業では、「一島一森で花と緑の美ら島づくり」をスローガンに掲げ、県民一体となった「全島緑化県民運動」を実施しています。 同県民運動の展開として、緑化ポスター原画コンクールの開催、花と緑の名所 100 選、名木百選の認定等の緑化の普及啓発をはじめ、潤いと安らぎのある生活環境の創出をめざし、住民参加型の緑化活動に対する苗木提供や緑化相談窓口の開設などによる支援を行っています。 また、各主体や各地域において緑化活動に取り組むことで、沖縄らしい景観の形成、地域の活性化及び観光産業等の振興に寄与するほか、行政と民間との協働による緑化活動の実施により県民総ぐるみの県土緑化を推進していきます。 平成 28 年度からは沖縄県 CO2 吸収量認証制度を実施し、企業等による緑化活動の促進と併せて、二酸化炭素の吸収源対策を推進しています。

第2節 河川及び海岸の整備【河川課、海岸防災課】

1 河川の整備【河川課】

(1) 河川の概要

令和6年3月末現在、県管理の二級河川は75河川、市町村管理の準用河川は22河川あり、その指定総延長は二級河川が357.8km、準用河川が35.4kmとなっています。

表10-2-1 管轄別河川概況

管轄土木事務所	二級河川		準用河川	
	河川数	指定延長 (km)	河川数	指定延長 (km)
北部土木事務所	40	174.1	6	9.6
中部土木事務所	11	68.5	5	11.3
南部土木事務所	14	55.7	5	5.7
宮古土木事務所	—	—	—	—
八重山土木事務所	10	59.5	6	8.8
合計	75	357.8	22	35.4

(2) 河川の改修事業等

県は、二級河川において、洪水等による沿川の浸水被害を防ぐため、河川改修事業等を実施しています。事業の進捗に伴い、改修済区間における浸水被害は着実に減少しているものの、市街化の進展が著しい都市部の未改修区間においては、未だ浸水被害が発生しているため、安里川等の都市河川の整備を重点的に進めています。

また、平成9年の河川法改正によって、それまでの法の目的であった「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が位置付けられたことから、それ以降の河川改修にあたっては、河川環境の保全と創出にも配慮した多自然川づくりを推進しています。

なお、河川整備計画を策定する場合は、住民説明会の開催や関係市町村長の意見を聴く等、地域の意見が計画に反映できる制度となっています。

(3) 河川的环境整備

河川は、洪水時の河川水を安全に流下させ、浸水被害から沿川住民の生命と財産を守る役割のほかに、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間が憩いや潤い、親しみのある生活環境の場としての役割を担うことが求められています。

戦後の復興期以降、特に都市河川においては、川の自浄能力を超える家庭排水や事業者排水や畜舎排水等による水質の悪化や河床の汚泥堆積が進行し、河川環境は好ましくない状況にありました。

近年では、下水道施設や畜舎汚水処理施設等の整備に伴い、河川の水質は改善傾向にある一方で、土砂堆積や雑草木の繁茂、ごみの不法投棄等により、未だ河川の環境整備としては不十分な状況にあります。

第10章 緑・水辺・景観の保全と創造

県は、こうした河川における環境改善を図るため、堆積した土砂の撤去や雑草木の伐採等の維持管理を行っているほか、河川の清掃等を行っている団体に対する報償金の支給や毎年7月を「河川愛護月間」として位置付け、「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」をキャッチフレーズに河川のモデル清掃を行う等、県民が河川に親しみながら愛着が持てるような取組を実施しています。

2 海岸の整備【海岸防災課】

全国第4位、約2,036km（令和5年度版海岸統計より）の海岸線延長を有する本県の沿岸は、亜熱帯特有のサンゴ礁と白い砂浜によって特徴づけられ、県民をはじめ県外観光客等から親しまれています。

一方、台風の常襲地帯である本県では、毎年のように台風被害が発生していますが、海岸域では天然の消波機能を有する施設の役目を果たすサンゴ礁によって波浪が低減されるため、本土に見られるような大波が直接護岸に打ちつける情景はあまり見られません。しかし、サンゴ礁が沖合に広く発達しているため水深が浅く、複雑な海底地形となっていることから、波浪規模に較べて水位上昇量が大きく、波浪に加え高潮による被害を受けることが度々あります。そのため、高潮対策事業等を実施し海岸保全施設の整備を鋭意進めてきました。

平成15年4月に定めた「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」では、海岸を県民の共通の財産として位置付け「いちまでいん 美ら海、美ら島、清ら心」をキャッチフレーズに海岸を維持・復元・創造し、次世代へ継承していくことを基本理念としており、防護と環境、利用が調和した総合的な海岸の保全を推進しています。

基本計画における海岸保全の基本的方向については概ね次のとおりです。

(1) 整備の基本的事項

- ・貴重な動植物に配慮するとともに、美しい海岸風景となる施設整備を行います。
- ・利用者に配慮し、誰でも親しめる施設整備を行います。

(2) 「海岸環境を積極的に保全する区域」の設定

良好な海岸自然環境を残していくため、原則的に護岸等構造物を設置しない区域として約1,062km（全海岸延長の約52%）を設定しています。

第3節 自然環境の再生【環境再生課】

1 自然環境再生指針の策定

近年、自然環境に対する県民の意識や関心は高まってきており、沖縄21世紀ビジョンでは、県民が望む5つの将来像のはじめに「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」が掲げられており、また、同ビジョンの基本計画では、その実現に向けて、環境容量を超えた経済活動等によって失われた沖縄らしい自然環境の再生に取り組むことが示されています。

県では、自然環境再生事業の実施に当たっての基本的な考え方を体系的に取りまとめた「沖縄県自然環境再生指針」を平成27年3月に策定しました。

平成27年度から平成30年度にかけて、東村慶佐次川においてモデル事業を実施し、全県的に再生事業を推進するにあたり、ノウハウ等の抽出に取り組みました。

また、令和元年度から令和3年度まで、浦添市及びうるま市に対し、技術的及び財政的支援を行う自然環境再生支援事業を実施しました。引き続き「沖縄県自然環境再生指針」の普及を図り、地域が主体となって取り組む自然環境再生事業の実施を促していきます。

第4節 下水道の整備【下水道課】

1 下水道の概要

下水道は、①生活環境の改善 ②浸水の防除 ③河川や海域等の公共用水域の水質保全 ④下水道資源の有効利用 ⑤水環境の創出という5つの大きな役割を担っており、快適で安全な生活環境と都市の健全な発展に大きな役割を果たしています。

下水道は、事業主体と果たすべき機能等によって、市町村が実施する公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）や都市下水路、県が実施する流域下水道の3つに分類されます。

令和5年度末現在、本県の下水道処理人口普及率は72.2%に達し、接続率は89.6%となっており、引き続き、普及率の向上及び接続に対する取り組みを推進します。

下水道に接続してもらうことにより、その効果が発揮されることから、県民の理解と協力が必要です。

2 下水道の整備状況

(1) 公共下水道

公共下水道は下水を排除し処理するために市町村が設置・管理する下水道です。市街地では、流域下水道に接続する流域関連公共下水道と終末処理場を有する単独公共下水道に区分されます。市街化区域等以外の区域では、概ね1,000～10,000人程度を対象に自然公園区域内の水質の保全または生活環境の改善を図ることを目的とする特定環境保全公共下水道に区分されます。令和5年度において、25市町村（11市8町6村）で事業を進めています。

(2) 流域下水道

流域下水道は、河川や海域等の水質環境基準の達成、並びにそれらの流域における生活環境の改善を図るため、2以上の市町村より排除される下水を集め、終末処理場で処理する県管理の施設です。県では、中部流域下水道、中城湾流域下水道及び中城湾南部流域下水道の3流域で事業を進めています。

(3) 都市下水路

都市下水路は、主に市街地における浸水を防除することを目的として昭和47年度から事業を実施しています。7市4町2村の34か所で整備を行い、平成20年度までに全ての事業が完了しています。

3 下水道資源の有効利用

(1) 高度処理による下水処理水の有効利用

下水道資源を有効利用し、循環型社会に貢献する観点から、終末処理場から放流される下水処理水を更に高度処理し、雑用水等に利用しています。

那覇浄化センターの高度処理水は、那覇新都心地区や県庁周辺地区・那覇空港地区等において公共施設や大型建築物等を対象にトイレ洗浄用水や散水用水として利用されています。平成14年4月に供給を開始しており、令和5年度末現在、69の施設で約885m³/日利用されています。

また、糸満市浄化センターの高度処理水は西崎親水公園で、名護下水処理場の高度処理水は名護中央公園で修景用水として利用されています。

(2) 下水汚泥の有効利用

県内で発生する下水汚泥は、ほぼ全量を緑農地利用されており、下水汚泥リサイクル率は約100%を達成・維持しています。汚泥の有効利用を通じて、循環型社会の形成を推進しています。

(3) 消化ガスの有効利用

消化ガス発電システムは、下水処理過程で発生する汚泥の嫌気性消化により得られる消化ガスを電気エネルギーに変換するものであり、発電した電力は、那覇浄化センターと名護下水処理場においては終末処理場内で利用しています。

また、平成28年度から宜野湾浄化センター及び具志川浄化センター、令和5年度から西原浄化センターで、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)を活用した官民連携の発電事業を開始しました。この事業は、民間事業者が浄化センター内に消化ガス発電設備を設置し運営する事業であり、令和5年度の発電量は、3浄化センターあわせて年間約10,390MWhで一般家庭の電力消費量約3,330世帯分に相当します。この事業による温室効果ガス・CO₂排出削減量は約7,100t/年となり、地球温暖化防止に役立っています。

第5節 景観の保全【都市計画・モノレール課、文化財課、村づくり計画課】

1 良好な都市環境の形成【都市計画・モノレール課、文化財課】

(1) 沖縄県の景観

本県は、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候の下に形成された特有の自然環境と、東アジア、

東南アジア諸国との交流によって育まれた歴史・文化に根ざす独特の景観を有しています。これらの景観は、先人たちが自然と共生する営みの中で、中国からの風水思想の影響も受けてつくりあげてきたものであり、今日でも伝統的な集落景観に面影を感じることができます。

この先人たちがつくり、守り、育ててきた景観は、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育てる県民共有の財産です。

この優れた景観を新しい時代に生かしながら次世代に引き継いでいくとともに、その時代にふさわしい新たな景観を創造することは、現代に生きる県民一人一人の責務です。

(2) 景観施策の概要

ア 景観法による施策の展開

平成16年6月に公布された「景観法」では、景観に対する基本理念並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務が定められるとともに、景観計画の策定など法律に基づく様々な施策の展開を図ることが可能となりました。

地域の実情に応じた景観行政を担う仕組みとして、景観法に基づく景観行政団体となった市町村は、景観計画を定め積極的に景観施策を推進することができます。本県では、これまでに36団体が景観行政団体となり、35市町村において景観条例を策定するなど、良好な景観の形成に向けた取組を進めています。

表10-5-1 県内の景観行政団体一覧

1 石垣市 (平成18年1月)	2 浦添市 (平成18年10月)	3 那覇市 (平成20年1月)	4 宮古島市 (平成20年9月)
5 読谷村 (平成21年1月)	6 南城市 (平成21年4月)	7 うるま市 (平成21年10月)	8 渡名喜村 (平成22年3月)
9 久米島町 (平成22年4月)	10 本部町 (平成22年9月)	11 名護市 (平成23年1月)	12 宜野座村 (平成23年4月)
13 沖縄市 (平成24年1月)	14 伊平屋村 (平成24年2月)	15 与那国町 (平成24年3月)	16 北谷町 (平成24年5月)
17 今帰仁村 (平成24年5月)	18 大宜味村 (平成24年5月)	19 竹富町 (平成24年5月)	20 伊是名村 (平成25年3月)
21 糸満市 (平成25年5月)	22 宜野湾市 (平成25年5月)	23 八重瀬町 (平成25年6月)	24 北大東村 (平成26年1月)
25 恩納村 (平成26年1月)	26 北中城村 (平成26年6月)	27 西原町 (平成26年6月)	28 与那原町 (平成27年3月)
29 豊見城市 (平成27年4月)	30 中城村 (平成27年6月)	31 伊江村 (平成28年4月)	32 国頭村 (平成29年5月)
33 南風原町 (平成30年6月)	34 座間味村 (平成31年3月)	35 渡嘉敷村 (令和2年3月)	36 粟国村 (令和2年4月)

また、県では平成23年1月には沖縄県景観形成条例(平成6年条例第34号)に基づく「“美ら島沖縄”風景づくり計画(沖縄県景観形成基本計画)」を策定し、広域景観形成や市町村支援を明確にするとともに、全市町村が景観行政団体となり、地域らしさを生かした市町村独自の景観計画を策定することを促進しています。

平成24年度からは「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、沖縄らしい景観・風景を次世代に守り継ぎ、潤いのある県土の形成に継続的に取り組めるよう、時間とともにその価値が高まる地域づくりを促進するため、個性豊かな風景づくりに貢献する人材の育成や公共事業における景観評価(景観アセスメント)システムの運用等の「沖縄らしい風景づくり促進事業」を展開してきました。令和5年3月には、官民一体となって景観施策を推進するため平成25年3月に設立した「沖縄県風景づくり推進協議会」について、構成市町

第10章 緑・水辺・景観の保全と創造

村を12市町村から全41市町村に拡充し、「“美ら島沖縄”風景づくり協議会」を設立し、風景づくりの推進に寄与することを目的に活動しています。

イ 沖縄県景観形成条例の推進

沖縄県景観形成条例に基づき、沖縄県景観形成基本方針の策定、沖縄県景観形成基本計画の策定、建築物等の大規模行為の届出、沖縄県公共事業等景観形成指針の策定、沖縄県景観形成審議会への諮問など、様々な景観推進施策を展開しています。

ウ 屋外広告物の規制

屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づき、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物及び屋外広告物業について必要な規制や誘導を行っています。

エ 重要伝統的建造物群保存地区の選定

重要伝統的建造物群保存地区は、市町村が条例で保存地区の現状を変更する行為などを規制し保護を図っています。文化庁長官や都道府県教育委員会は、市町村が行う修理・修景事業（伝統的建造物以外の建造物を周囲の歴史的風致に調和させること）、防災設備の設置事業などに対して補助を行っています。

表10-5-2 重要伝統建造物群保存地区

地区名称	選定年月日	所在地	面積
竹富町竹富島重要伝統的建造物群保存地区	昭62年4月28日	竹富町	約38.3ha
渡名喜村渡名喜島重要伝統的建造物群保存地区	平12年5月25日	渡名喜村	約21.4ha

オ 風致地区の指定

風致地区は、地方自治体の条例で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等を規制することにより、水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持し、都市環境の保全を図っています。

表10-5-3 風致地区の指定状況

地区名称	決定年月日 変更年月日（最新）	所在地	面積
漫湖風致地区	昭31年3月23日 平27年3月23日	那覇市	約45.0ha
末吉風致地区	昭36年12月19日 平16年3月30日	那覇市	約67.6ha
大宮風致地区	昭38年7月16日 平16年3月31日	名護市	約3.4ha
陣ヶ森風致地区	昭38年7月16日 平16年3月31日	名護市	約8.9ha
九年又風致地区	昭38年7月16日 平16年3月30日	名護市	約29.8ha
東江風致地区	昭38年7月16日 平16年3月31日	名護市	約3.3ha
前原風致地区	昭52年12月22日 平16年3月31日	うるま市	約2.1ha
南城東御廻り風致地区	平22年8月10日	南城市	約1098.0ha

カ 景観地区の指定

景観地区を定めた区域では、建築物の高さ、屋根、外壁の形状や材料、色彩等のルールを決めることができ、周囲の環境と調和した景観を誘導することが可能となります。景観地区は、良好な景観を形成、保存する地域に設定されており、周囲の歴史的風土や自然環境と融和したまちなみの誘導、眺望を確保するための緑の保全等を図っています。

表10-5-4 景観地区の指定状況

地区名称	決定年月日 変更年月日（最新）	所在地	面積
県道浦添西原線沿線地区	平27年9月29日 平30年2月22日	浦添市	約8.2ha
西海岸景観地区	令3年9月29日	浦添市	約18.3ha
勝連南風原景観地区	平27年10月1日	うるま市	約111.3ha
勝連浜比嘉景観地区	平29年10月1日	うるま市	約20.3ha
ヤチムンの里地区	平29年4月1日	読谷村	約25.2ha
座喜味城跡周辺地区	平29年4月1日	読谷村	約78.0ha
観音堂地区景観地区	平19年12月7日	石垣市	約68.2ha
川平景観地区	平22年3月12日	石垣市	約1850.0ha
獅子森景観地区	平23年2月1日	石垣市	約3.0ha

2 良好な自然・農村景観の保全と創造【村づくり計画課】

農村地域の良好な自然や農業生産が織りなす美しい景観は、地域住民や訪れる人々に潤いや安らぎを提供するとともに、地域の生態系を保全するなどの多面的機能を有しています。

その良好な自然・農村景観を維持・形成していくためには、農村環境の保全と環境との調和に配慮した計画を樹立すると同時に、農村地域の持つ多面的機能の重要性を地域住民に理解してもらうことが重要です。そのため県においては、下記の施策を推進しています。

(1) 地域ぐるみの共同活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組

農地・農業用水等の資源については、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下によって適切な保全管理が困難となっており、食料の安定供給や農村の振興、農業・農村の多面的機能の健全な発揮が難しくなりつつあります。

そのため県においては、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域ぐるみの共同活動に対して支援を行い、住民活動の活性化を図る取組を行っています。

(2) 農山漁村の多面的機能を生かした村づくりの推進

県の農業農村整備においては、環境との調和に配慮した農業生産基盤整備のほか、農村環境整備や環境保全整備についても同様に推進しています。

また、農山漁村の持つ多面的機能の重要性を紹介すると共に、多面的機能を生かした農村振興を図る観点から、グリーン・ツーリズムによる都市農村交流を推進しています。

そのほか、農山漁村の持つ魅力を「沖縄、ふるさと百選」として認定し、農山漁村に対する理解を進め、農山漁村の活性化を図る取組等を行っており、令和5年度までに138団体を認定しています。

(3) 田園環境整備マスタープラン又は農村環境計画の策定

農業振興地域を抱える市町村が主体となって各地域の環境特性の現状と課題を整理し、地域の環境保全目標と環境特性に配慮した農業農村整備の基本方針を市町村単位で樹立するため、田園環境整備マスタープラン又は農村環境計画を策定しています。

県では、これらを策定する関係市町村への指導を行っています。

田園環境整備マスタープラン又は農村環境計画は、令和5年度までに35市町村において策定されています。